

資料 1

外郭団体に関する特別委員会
(健康局)

令和6年12月20日

地方独立行政法人神戸市民病院機構の文書料等の改定

1. 改定理由

診療を受ける者の料金は、国の診療報酬で定められたもの以外については、自主料金（文書料や病室使用加算（室料差額）、分娩料、予防接種料など）として医療機関ごとに設定している。

神戸市民病院機構においても同様に自主料金を設定しているが、平成21年度の機構設立以降、改定を行っていない文書料等について、市内や他都市の病院の現状、これまでの診療報酬改定、物価上昇の状況等を踏まえ、料金改定を実施する。

2. 対象病院

- ・神戸市立医療センター中央市民病院
- ・神戸市立医療センター西市民病院
- ・神戸市立西神戸医療センター
- ・神戸市立神戸アイセンター病院

3. 改定内容

現 行			改 正	
文 書 料	自動車損害賠償保障法の適用を受ける証明書	2,000 円	自動車損害賠償保障法の適用を受ける証明書	5,000 円
	諸証明書	1,000 円	諸証明書(医師判断必要)	3,000 円
			諸証明書(医師判断不要)	2,000 円
	特殊診断書	4,000 円	診断書（保険会社等に提出するもの）	5,000 円
	普通診断書	2,000 円	診断書（上記以外）	3,000 円
	死亡診断書	3,000 円		
身体検査書	2,000 円			
セカンドオピニオン面談料	10,000 円 ／1 時間	【対面】 20,000 円／1 時間 以降 4,182 円／30 分 【オンライン】 30,000 円／1 時間 以降 4,182 円／30 分		
日本国籍を有しない患者の診療報酬算定方法	1 点 12 円	1 点 30 円		

4. 改正時期（予定）

令和7年2月1日

（参考）

平成21年度の機構設立以降、改定を行っていない病室使用加算の上限額についても、この間の物価上昇の状況、市内病院の現状等を踏まえると、改定せざるを得ない状況となっている。

新西市民病院の開院時期の延期に伴う神戸市民病院機構第4期中期計画の変更を予定していることから、病室使用加算の上限額の改定も含めて令和7年第1回定例市会に議案を提出する予定としている。

現行の病室使用加算の上限額（1人1日あたり）

中央市民病院	特室	30,000円
	個室A	15,000円
	個室B	11,000円
	個室C	9,000円
西市民病院	特室	24,000円
	個室A	11,000円
	個室B	9,000円
西神戸医療センター	個室A	14,000円
	個室B	10,000円
	2人個室	9,000円
	産科個室A	14,000円
	産科個室B	10,000円
神戸アイセンター病院	個室A	15,000円
	個室B	11,000円
	個室C	9,000円

※上限額の範囲内で、地方独立行政法人神戸市民病院機構の規程で病室使用加算を規定

※特室・個室：広さや浴槽・シャワーの有無など設備の差に応じて病室使用加算料を設定した個室